

第 55 回 松江市景観審議会 会 議 録

1. 日 時 令和 7 年 7 月 17 日 (木) 9:00～10:20

2. 場 所 松江市役所 本庁舎 3 階 第一常任委員会室

3. 出席者 (敬称略、順不同)

(1) 委員 (15 名中、出席者 15 名)

千代章一郎会長、正岡さち副会長、青木敏彦委員、池尻由香委員、
稲田信委員、小草牧子委員、實重彩香委員、陶山勲委員、
富田秀則委員、中尾禎仁委員、日野由紀子委員、日之蔵里佳委員、
福田満信委員、松浦隆介委員、松本光弘委員

(2) 事務局

松岡まちづくり部政策監、陶山まちづくり部次長、池田建築審査課長、
佐伯建築審査課総括主幹、藤井景観指導係長、三島副主任

4. 内容

- ・ 会長・副会長の選出について
- ・ 専門委員会の組織について

報告事項

- ・ 『松江市景観計画』見直しについて
- ・ 松江市屋外広告物条例の改正について
- ・ 大橋川景観アドバイザー会議への委員の選出について

5. 傍聴者数 1 名 (報道関係者除く)

6. 議事要旨【すべて公開】

①開会

②あいさつ (松岡政策監)

③委員紹介

④事務局紹介

⑤審議会成立報告

- ・委員 15 名中 15 名出席
- ・松江市景観条例第 48 条第 2 項の規定に基づき、委員の過半数の出席により成立していることの報告

⑥会長・副会長の選出

⑦会長（千代委員）・副会長（正岡委員）挨拶

⑧会議録署名人確認

- ・千代会長より稲田委員指名、委員了承

⑨専門委員会の組織について

- ・「伝統美観保存委員会」、「デザイン委員会」、「屋外広告物委員会」、「松江らしい景観づくり委員会」の説明
- ・会長による、各専門委員会の委員長、委員の指名

⑩報告事項事務局説明

⑪委員質疑応答

⑫閉会

【意見・質疑応答内容】

池尻委員

○「松江らしい景観」とはどのようなものか。

⇒（会長）1 つ目は、松江城周辺の歴史的なまちなみ（城下町としての成立の由緒性）を重要視していること。2 つ目は穴道湖、大橋川などの水景を含む自然的な地形を大切にしているということ。

○以前には「松江らしい景観」としての考えはなかったのか。また、これまでのものについてはどのように考えているのか。

⇒（会長）以前からその考えはあるが、これまでの成果を含め、この度「松江らしい景観」を文言として整理した。

⇒（事務局）まちなみが大きく変わっているという現状があり、それに伴い見直しを行っているところである。既存不適格建物のことを考慮しつつ見直しを進めながら、過去のことを含め今後どうやって「松江らしい景観」を作っていくのかを皆様と考えていきたいと思っている。

○視点場について、この候補地以外は現状松江城が見えないので除外しているということか。

⇒(会長)視点場については今まで議論をしてきており、まずは最も大切な部分から少しずつでも変えていこうとしている。既存不適格、財産権の問題なども含め総合的に審議会で議論しているところである。

青木委員

○殿町マンションの件は、審議会のその後の総括としてはどのようなになっているのか。

⇒(事務局)容認したことについて様々な意見があったのは確かであり、そのことを踏まえて今回計画の見直しを行っているという認識である。

實重委員

○「松江らしい景観」についてまだ明文化されたものがない状況。場所(内堀、大橋川周辺など)によって、異なるまちづくりの考え方ではあると思うが、共通認識を持つため、一つのまとまったビジョンを示しておくべきではないか。

⇒(会長)今後の眺望地点についての議論のなかで「松江らしい景観」について先ほど申し上げた 2 点を、文言として明記できるよう進めているところである。

青木委員

○関連して、穴道湖湖岸の「松江らしさ」の景観については、どういう議論がなされてきたのか。

⇒(会長)穴道湖景観形成区域エリアに関しては、個々に事前協議の中で、高さ・色彩について重点的に議論されてきたところである。それらを踏まえて、より細かく議論していく必要があるれば、この委員会の中で議論していきたいと思う。

中尾委員

○現在白潟エリアで、地域住民の方々と「まつえ白潟賑わい協議会」を設立し、まちづくりに取り組んでいる。人の歩く視点からの景観、近い景観も非常に大切だと思っており、景観について色での統一感を持たせるため、カラーコード

を作成しているところである。今後開発者の方ともお話しをするなかで、ある程度効力を発するようなカラーコードや看板の基準について、官民一体となって考えていける審議会であってほしいと思っている。

⇒（会長）色彩の問題、地上からの景観については非常に重要な問題だと思っている。植栽、駐車場に関しても地上からの生活景観に関わるため、この審議会で議論されていくべきだと思う。まだまだ松江市の条例には欠陥があると思うので、生活の地上目線としての景観についても、しっかり議論していきたいと思う。

松浦委員

○緑潤うまちというのは景観的にもよくみえ、まちづくりにも繋がると思う。また橋北だけでなく、橋南の農家地区・歴史的文化（風土記の丘）を持つ地区についても条例等を作成し、その景観を守ることも必要であると思っている。

⇒（会長）橋南、橋北地区ともに、今後順を追ってしっかり進めていきたいと思う。

陶山委員

○「松江らしい景観」について、規制の見直しとなると、建築主や設計士の表現の自由、権利の制約に関わる重要な問題だと思う。権利の範囲と制限の範囲を明確化し、調整しながら議論していきたいと思っている。

⇒（会長）様々な権利の問題が発生してくると思うので、うまく議論がまとめていけるよう皆様をお願いしたいと思っている。

池尻委員

○屋外広告物の禁止地域については、美保関だけなのか。また最近増えているデジタルサイネージについての規制はどうか。

⇒（事務局）今回初めて「伝統的建造物群保存地区」に美保関が入るということで、事前に条例上禁止地域としたもの。今後の伝統的建造物群保存地区審議会で確定すれば正式に禁止地域となる。松江城そのものは禁止地域であり、塩見縄手も制限をかけているため設置はできない。ただ屋外広告物条例の基準に合えば許可をしているため、規制するのであれば基準を変える必要がある。

⇒(会長) 基準が緩いと思うので、いずれ文言等についてしっかりと議論する必要があると思う。

富田委員

○実際松江市内でも、大手前などお城が見えるところで規制はある。ただそれ以外の駅周辺などではそういったものができてきており、同業者としてもよくないと思う。出しているのは県外の業者がほとんどであり、規制は必要である考える。

⇒(会長) そのあたりも含め、議論していきたいと思っている。

池尻委員

○基準内ではあるが、より景観に配慮したものにしてほしい行為内容について、こちらから何か要望することはできるのか。

⇒(会長) 意見を業者へ出すことはできるが、業者が断れば要望を続ける以外に手立てはない。だからこそ、そのような現状を少しでも変えていこうというのが我々の義務だと考えている。もう変わらない部分に文句を言うよりも、これから計画や条例をどう変えていったらよいかを考えていくのが我々の仕事である。

署名

署名
